三　国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

四　第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

（計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項）

第十条　第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第四条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

2　第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

3　第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその手法の選定を追加的に行うものとする。

4　第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

（計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針）

第十一条　第一種埋立て又は干拓事業に係る法第三条の七第二項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

第十二条　第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る配慮書の案又は配慮書について、関係する地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第十三条　第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、適切な期間を定めて縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一　第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者の氏名及び主たる事務所の所在地（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　第一種埋立て又は干拓事業の名称、種類及び規模

三　第一種埋立て又は干拓事業実施想定区域の位置

四　配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

五　配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

六　前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

2　前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一　官報への掲載

二　関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体の公報又は広報紙への掲載

三　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

3　第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一　第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者の事務所

二　関係する地方公共団体の協力が得られた場合にあっては、当該地方公共団体の庁舎その他の当該地方公共団体の施設

三　前二号に掲げるもののほか、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

4　第一項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一　第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載

二　関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載

三　前二号に掲げるもののほか、適切な方法

5　配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

一　意見書を提出しようとする者の属性その他の必要な事項

二　意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

三　配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

第十四条　第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書を添えて、関係する地方公共団体の長に送付するものとする。

2　関係する地方公共団体の長は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面の提出その他の方法により述べるものとする。

3　配慮書について前項の書面の提出があったときは、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、速やかに国土交通大臣に当該書面を送付するものとする。

第三十五条の次に次の三条を加える。

（報告書作成に関する指針）

第三十六条　対象埋立て又は干拓事業に係る法第三十八条の二第二項の規定による報告書の作成に関する指針については、次条及び第三十八条に定めるところによる。

（報告書の作成時期等）

第三十七条　法第二十七条の公告を行った事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

2　法第二十七条の公告を行った事業者は、必要に応じて、対象埋立て又は干拓事業に係る工事の実施中又は竣功後において、環境保全措置の実施の内容等又は事後調査の結果等を公表するものとする。